

第4回青森県環境審議会

日時：平成20年1月25日（金）

午後1時30分から3時30分まで

場所：青森国際ホテル5階「芙蓉の間」

1. 開会

（司会）

定刻になりましたので、ただ今から、第4回青森県環境審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます自然保護課自然公園グループリーダーの高橋といたします。よろしくお願いたします。

会議に入ります前に、本日の会議の成立について御報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっておりますが、本日は全委員数35名中29名の委員に御出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

出席者につきましては、お手元に配付してあります名簿を御覧ください。

次に、本日の資料を確認させていただきます。

まず最初に、次第、次第の後ろには席図、出席者名簿、資料一覧、その後ろに諮問書、それから事前にお送りしております「第10次鳥獣保護事業計画書（案）」ですが、こちらを本日の資料1に、また「第2次特定鳥獣保護管理計画（下北半島の二ホンザル）（案）」につきましては資料4とさせていただきますので、大変恐縮ですがよろしくお願いたします。本日お配りいたしておりますその他の資料は、資料2、3、5、6となっております。なお、その他に参考資料ということで、1枚もので針生委員から提供させていただきましたものをお配りしております。

資料につきましては以上ですが、不足がある場合は事務局までお知らせ下さい。

また、委員の皆様のお手元には、本日の資料の他、来月第5回環境審議会の御案内の通知を封筒に入れてお配りしておりますので、申し添えます。

それでは開会にあたりまして、蝦名副知事から御挨拶を申し上げます。

2. 挨拶

（蝦名副知事）

副知事の蝦名でございます。

本日は、御多忙中にもかかわらず御出席をくださりまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には常日頃から環境行政をはじめ県政全般にわたり格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、今年はサミットが洞爺湖で開かれるということで、この最大の問題が地球の温暖化、環境問題でございます。そして、その前の6月に青森県、この青森市におきましてG8のエネルギー会合が行われるということございまして、そういう意味で今や環境問題というのは地球全体、あるいは人類の生存に関わる問題ということで意識されてきているわけでありまして、極めて大事な審議会であると考えております。

本県は世界自然遺産の白神山地をはじめ十和田八幡平国立公園、津軽・下北両国定公園に代表される優れた自然景観や、そこに息づく多様な野生生物など、すばらしい自然環境に恵まれています。

一方、世界各地では地球温暖化が原因とされる異常気象や自然災害が多発しており、本県の豊かな自然環境や、基幹産業である農林水産業への影響が懸念されます。

私達は、この豊かな自然環境を未来を担う子ども達に引き継いでいかなければなりません。

県では、本県の将来像として、暮らしやすさではどこにも負けない「生活創造社会」を掲げ、環境と調和した持続可能な地域社会の実現に向けた取組みを進めています。

また、委員の皆様御承知のとおり、昨年3月には第二次青森県環境計画を策定し、環境の保全と創造に関する施策の基本的な方向を定めるとともに、県民、事業者、環境保全活動団体の方々など、各々の立場での行動指針をお示しいたしました。

今後とも、当審議会での御議論を踏まえ、関係機関等と連携し、環境行政の推進に一層努めてまいります。

本日の審議会では、同環境計画の生物の多様性の確保に関する「第10次鳥獣保護事業計画」及び「第2次特定鳥獣保護管理計画（下北半島のニホンザル）」について御審議いただくこととしています。

委員の皆様には、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます。

（司会）

それでは議事に入りたいと思います。

審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては鈴木会長をお願いいたします。

鈴木会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

3．議事

（鈴木会長）

それでは、その前に諮問を受けるわけでしょう。

失礼しました。

諮問案件が2件ありますので、さっそく諮問を受けたいと思います。

（蝦名副知事）

青森県環境審議会 会長 鈴木幸三 殿。

青森県知事 三村申吾。

諮問書。

次の事項について、諮問します。

1つ、「第10次鳥獣保護事業計画（案）」について。諮問理由、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条に基づき、第10次鳥獣保護事業計画を作成したいので、これについて意見を求めるものである。

2つ、「第2次特定鳥獣保護管理計画（下北半島のニホンザル）（案）」について。諮問理由、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条に基づき、第2次特定鳥獣保護管理計画（下北半島のニホンザル）を作成したいので、これについて意見を求めるものである。

以上、よろしくをお願いいたします。

（鈴木会長）

次第に従いまして議事に入らせていただきますけれども、その前に議事録の署名者を指名させていただきます。

事務局の方であらかじめ御了解をいただいているといえますので澤田庄一郎委員と松野美智子委員、どうぞ

ひとつよろしくお願い申し上げます。

ただ今、御覧のように諮問書を受け取りましたので、早速今日の議事に入りたいと思いますが、蝦名副知事は公務のためにここで退席することとさせていただきますので、皆様ひとつ御了解お願い申し上げます。

(蝦名副知事)

どうぞ本当によろしくお願いいたします。

(1) 諮問案件

第 10 次鳥獣保護事業計画 (案) について

(鈴木会長)

それでは、次第に従いまして審議を進めてまいりたいと思いますけれども、その前に議長として一言御挨拶を申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日の会議は第 4 回目の会議でございますけれども、第 1 回目の会議の時に、会長をやれということで御指示をいただきました時に御挨拶を申し上げましたように、私は実は東北大学工学部で 15 年余り、それから国立工専でずっと 20 年、さらに引続き市立の工業大学で 7 年と、ざっと 50 年近く研究と教育に従事してきたわけでございますけれども、専門は環境安全工学でございます。従いまして、全国都市清掃会議とか資源素材学会とか廃棄物学会、あるいは化学工学会など、その他 2 ~ 3 の学術団体に属しまして、今まで文部省はもちろ環境庁とか、あるいは通産省、労働省、建設省など、中央のいろいろな委員会のお手伝いをしてまいりました。また、県内の委員会でもいろいろお手伝いを申し上げてきました。

それらの経験から申し上げますと、委員の中に大先輩とか、あるいはベテランの方々がおられますと、委員会が終わった後に、「しまった、あの時にこういうことを僕も発言しておけばよかった。」というふうに思うことが多々ございました。それで職業柄いろいろ調べてみますと、実は会議術という学問がありまして、この分野の話をすると大変長くなりますのでいたしませんけれども、要するに最大の会議は 2 時間が最高だということですね。それと同時に、各委員の方々は同格、同じ資格でございますので、いずれの委員も御遠慮なく、さらに御忌憚のない意見を遠慮無く述べていただくということが結論でございます。

以上、2 点をひとつよろしくお願い申し上げます。

それで今日は、先ほどいろいろ諮問がございましたように、4 回目の会議で、諮問のあった 2 件の資料につきましては既に 1 月 8 日付けで各委員に議題の資料をお送りいたして、御意見のある方はいただいております。すなわち、1 の「第 10 次鳥獣保護事業計画 (案)」につきましては、藤田委員、針生委員から資料 3 のとおり、また 2 の「第 2 次特定鳥獣保護管理計画 (案) (下北半島のニホンザル)」につきましては、資料 6 にございますように加賀谷委員、小原委員及び釜范委員から貴重な御意見をいただいております。以下、引き続いて事務局より説明をいただきますけれども、さらに先に質疑を出していただいている方でも今日の事務局のいろいろな説明を聞きまして、いろいろお気づきの点がありましたら、県民のためになるようなことを、ひとつその御意見を、それも学術論文の討論会ではございませんので、しゃべる以上は楽しく御意見を述べていただければ幸いです。

どうぞひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは案件 1 につきまして、事務局から早速御説明をお願い申し上げます。

(矢田自然保護課長)

環境生活部自然保護課の矢田です。

皆様におかれましては、日頃より自然保護行政に御理解、御協力を賜り、この場をお借りして御礼申し上げます。

ます。

座って説明させていただきます。

本日は自然保護関係の二つの計画について諮問することとなっておりますが、委員の皆様方からの御質問、御意見につきましては、それぞれの計画の説明が終わってからいただくことといたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、資料2及び資料3について説明いたします。

それでは、まず第10次鳥獣保護事業計画について説明いたします。事前に委員の方々に送付しております資料「第10次鳥獣保護事業計画(案)」と、本日配付いたしました資料の2「第10次鳥獣保護事業計画(案)の概要」という資料を御覧になってください。

資料1の計画案につきましては、事前に資料を送付しておりますので、本日の説明は資料2の概要の方で説明いたします。

資料2の概要につきましては、お手元の資料と同じ物を画像で表示しておりますので、そちらも見てくださいと思います。

説明に先立ちまして、資料の訂正をお願いいたします。第10次計画書(案)30ページの(2)特定猟具使用禁止区域指定計画の第15表の中で、映像にも出ておりますけれども、本計画期間に廃止、又は期間満了により消滅する特定猟具禁止区域の欄が空欄となっておりますけれども、これは誤りでありまして、消滅箇所が1箇所ございます。場所は、ここに書いてありますとおり弘前市の岩木山地区で、これにより計画終了時の特定猟具禁止区域が1箇所、643haが減りまして、全体で59箇所、24,624haとなります。お詫びして訂正いたします。この区域の消滅する理由につきましては、当初、平成9年に地元から市町村を通じまして岩木山神社周辺の静穏を保つために銃猟禁止区域に指定したわけですけれども、昨年期間更新の意向を伺ったところ、周辺地域でノウサギの被害が甚大であるため、地元町内会、神社宮司、猟友会支部長から弘前市を通じて銃猟禁止区域の更新をしないで欲しいとの要望がありましたので、平成21年10月31日の期間満了をもちまして指定が消滅するものです。ひとつ、よろしくをお願いいたします。

それでは資料2の概要の説明に入ります。

2ページを御覧ください。

まず、鳥獣保護事業計画の法律上の位置付けについて説明いたします。この計画は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条に基づきまして、都道府県知事が国の基本指針に則して行う鳥獣保護事業の実施に関する計画を定めるものです。右側に太字で囲んだ部分が第10次策定の流れとなっております。今回は法律改正がありまして、それを受けて国の基本指針が変わりました。県では、これを基に第10次事業計画を策定したものです。それに伴いまして、後で説明しますけれども、今回の第2の案件であります特定鳥獣保護管理計画の変更もこの法律の改正に従って変更するという流れになっております。

次に3ページを御覧ください。

鳥獣保護事業計画についてですが、計画策定に当たりましては鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域の指定に関する事項の他、鳥獣の捕獲許可、鳥獣保護思想の普及等について記載しております。計画期間は平成20年4月1日～平成24年3月31日までの4年間です。これにつきましては、昨年の審議会で御説明いたしましたように、鳥獣保護事業計画は本来5年計画でありますけれども、第9次計画が法律改正を反映し1年延長して6年となったために、第10次計画は4年計画となっております。

次に4ページを見ていただきます。

4ページの(3)計画策定方針につきましては、第1次計画から第9次計画までにおいて、本県の大部分を占める森林性鳥獣保護のための鳥獣保護区は十分必要量を確保され、その他の鳥獣保護区についても適正に配慮されてきております。第10次鳥獣保護事業計画の指定方針といたしましては、計画期間内に任期満了とな

る箇所の存続期間の更新を重点的に進めていくこととしております。本計画期間中に存続期間が満了となり、期間更新する箇所は30箇所あります。また、本計画に掲げていないもので鳥獣の保護を早急に図る必要がある箇所につきましては、利害の調整を図りながら、指定区分ごとの方針に従い新たな鳥獣保護区の指定又は区域の拡大に積極的に努めていくこととしております。

続きまして5ページをお願いします。

5ページ、鳥獣保護区の指定区分につきましては、2の(1)にありますように、国が定める7つの指定区分に基づきまして指定しております。

次、6ページの(2)ですけれども、県内の鳥獣保護区についてですが、現在県内には国・県合わせて88箇所、131,917haの鳥獣保護区が指定されております。その内訳として、県指定鳥獣保護区が83箇所、71,415ha、国指定鳥獣保護区5箇所、60,502ha。鳥獣保護区全体が県土面積に占める割合は約13%となっております。

次に7ページをご覧ください。

この図は県内の鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、鉛散弾規制区域を表したものです。図面の赤く塗っているところが鳥獣保護区、緑の部分が休猟区、青色の部分が特定猟具使用禁止区域、黄色の部分が鉛散弾規制区域となっております。

次、8ページをお願いします。

8ページ(3)計画期間内における鳥獣保護区指定期間の更新計画ですが、更新計画は法律で定める最長の20年間の指定といたしております。平成20年度は城山他4箇所、3,945ha、それから21年度は眺望山他4箇所、6,472ha、22年度は屏風山他10箇所、9,960ha、23年度は黒石の紅葉山他8箇所、11,679ha。以上、4年間で30箇所32,056haの期間更新を行い、その保護に努めてまいります。

次に9ページをお願いします。

9ページ3の休猟区についてですが、まず、休猟区とは狩猟鳥獣の生息数の回復を図るため、狩猟を休む区域でありまして、3年間指定いたします。指定期間終了後は狩猟可能な地域となります。平成20年度は高根他9箇所、平成21年度は切明他9箇所、22年度は大畑他9箇所、23年度は今泉他10箇所、以上4年間で41箇所75,604haの指定を行いまして、狩猟鳥獣の生息数の回復を図ってまいります。

次に10ページをお願いします。

10ページ4の特定猟具使用禁止区域についてですが、これは平成19年4月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が改正となりまして、従来、銃猟禁止区域と呼んできたものが特定猟具使用禁止区域、これは銃とかいろいろあるのですけれども、となっております。これは近年西日本のイノシシ被害等に対処するため、わなの使用が多くなり、人家や学校の近くにわなを設置し、児童がいたずらをしてケガをする事例が多いことから、銃だけでなくわなの使用を禁止する地域を設けるため制度改正されたものです。これによりまして特定猟具使用禁止区域、銃やわなというように特定の猟具を使用できない区域を指定することができるようになっております。本県ではまだ銃の使用禁止区域しかありませんが、今後、わなの使用禁止が増えまして、市町村長から要望があれば指定していくこととしております。

指定区域につきましては11ページ(1)にありますように、平成20年度は広戸他6箇所、それから21年度は市川他5箇所、22年度は多賀台他1箇所、23年度は森山他3箇所、以上4年間で19箇所、7,074haの指定を行い、特定猟具による危険の防止に努めてまいります。

次に、本計画期間中の主な取組みについて説明いたします。12ページの5を御覧ください。

主な取組みといたしましては、鳥獣による農業被害対策についてですが、鳥獣による農林作物への被害は県内一円で発生しておりますが、特に中山間地域でのニホンザル及びカモ類による農業被害が顕著になってきて

おります。また、市街地及びその周辺地域においては、カラス類による被害が増え、人間の生活環境への影響、被害や生態系への影響が懸念されております。特に、生息域が拡大傾向にある種としまして、ニホンザルが挙げられます。

これらの農林作物への被害、生活環境若しくは生態系への影響を及ぼし、又はそのおそれのある鳥獣については農林水産業と鳥獣保護の両立を図るため、総合的及び効果的な防除方法、狩猟を含む個体数調整等、鳥獣の適正な管理方法を検討しまして、所要の対策を講じるよう努めております。

なお、13ページの(2)の下北半島のニホンザルにつきましては、本日、次に別件で「第2次特定鳥獣保護管理計画(下北半島のニホンザル)案」として諮問しておりますので、後ほど詳しく説明いたしますので、この場では概要だけをお話いたします。

県が実施しておりますニホンザル対策の事業といたしましては、市町村等関係者で構成される下北半島ニホンザル保護管理対策協議会、それから学識経験者等で構成される下北半島ニホンザル対策評価科学委員会によりその保護管理のあり方について検討している他、ニホンザルモニタリング調査委託業務によりまして保護管理に資する生息数の把握に努めております。

次に14ページの(3)ですけれども、ツキノワグマについてですが、本県に生息する最大の哺乳類であり、貴重な野生生物であり、主食である広葉樹のドングリとかも食べるのですけれども、そのドングリの豊作・不作によりまして、約3年～5年のサイクルで人里への出没を繰り返し、人的被害、農業被害が発生しております。

皆様御承知のように、平成18年度は平成に入って最高の出没となりまして、8人の負傷、3,000件以上の目撃が報告されております。

県ではこの事態を重く受け止めまして、15ページにありますように、平成19年度からツキノワグマ被害防止緊急対策事業を創設しまして、2年間で全県のツキノワグマの生息数を調査することとした他、発信器を付け行動域を調査するテレメトリー調査や、クマ被害防止防除マニュアルの作成などを行いまして、総合的なツキノワグマの保護管理に努めることとしております。

次に16ページをご覧ください。

16ページ(4)ですけれども、愛鳥思想の普及についてですが、県では毎年5月の愛鳥週間に合わせまして、県内全小・中・高校に対しまして財団法人日本鳥類保護連盟主催の「愛鳥週間用ポスター原画コンクール」への出品を呼び掛けておりまして、毎年多く応募しており、愛鳥思想普及の広がりが感じられているところです。特に平成19年度は林野庁長官賞を受賞しまして、上位入賞を果たしております。また、校外学習として、毎年小学生が県庁を訪れ、自然環境や野生鳥獣の大切さ、人との関わりについて学習しており、今後も力を入れていきたいと考えております。

次に17ページ(5)ですけれども、鳥獣の違法捕獲防止についてですが、県では自然保護課及び地域県民局に鳥獣保護担当職員を配置しまして、また各地域で鳥獣保護員を委嘱し、鳥獣の違法捕獲の撲滅に取り組んでおります。また、毎年県内の小鳥販売店を立入調査しまして、違法捕獲された野鳥、違法輸入鳥の販売について取締りを行っております。鳥獣保護担当者に県から違法捕獲、違法飼養の情報が寄せられた場合には、現地を確認の上、警察当局と連携しまして取締りを実施しております。

次に17ページの(6)傷病鳥獣の保護についてですが、県では野生鳥獣の保護を行っております。県鳥獣保護センターに収容される傷病鳥獣は、年平均100個体前後となっております。保護鳥獣につきましては、必要に応じて獣医師の往診を受け、野生復帰を目指し治療や給餌を行っております。

傷病鳥獣の保護につきましては、18ページに保護のフローチャートを載せております。このように傷病鳥獣発見者から通報があると、地域県民局の職員が保護に向かいまして、鳥獣保護センターへ搬送します。その時、早急な治療が必要な場合には、県と委託契約している獣医師が治療を行いまして、容態が安定してか

ら鳥獣保護センターへ搬送するという形を取っております。

それから、天然記念物に指定されています鳥獣につきましては、文化財保護法により市町村教育委員会の指示により対処することとなっております。通常鳥獣保護センターへ搬送することとなっております。

最後に19ページの(7)人獣共通感染症への対応についてですが、近年、国内においても家禽において鳥インフルエンザが発生しまして、大きな社会問題となってきておりますけれども、一部の研究から野鳥とウイルスとの因果関係が取り沙汰されているところです。県内において野鳥の大量死が発生した場合には、高病原性鳥インフルエンザの可能性を含めて、必要に応じて死因の特定を行うこととしております。また、環境省や関係機関と連携し、野鳥の異常死について情報収集に努めているところです。また、家禽に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、環境省、それから県農林水産部畜産課等、関係機関と連携しまして発生農場周辺の野鳥の異常死の調査、野鳥のウイルス保有状況を調査しまして、被害拡大の防止に努めることとしております。

なお、これまで国内で発生した鳥インフルエンザにおいて、発生農場周辺の野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が出た事例は、県内では報告されておりません。

以上で「第10次鳥獣保護事業計画の概要」について説明を終わります。

次に、事前にお受けいたしました委員の皆様方からの御意見に対する県の考え方を説明いたします。資料3をお願いいたします。

2人の委員から御意見をいただいておりますので、それぞれの委員の意見の主なもの1つずつについて県の考え方を説明したいと思います。

まず藤田委員からの御質問ですけれども、鳥獣保護区のいろんな野生鳥獣、特にツキノワグマとかニホンカモシカ及び身近な鳥獣生息地内の鳥獣の分布の変化について知見があればお知らせ願いたいということですが、まずツキノワグマにつきましては、昭和57年に青森県で調査しております。それによりますと、生息頭数は254頭と推測されておりますけれども、この資料自身が20年以上前の資料ですので、県では現在最新の生息数把握のための調査を今年と来年、2か年で実施することになっております。

それから、ニホンカモシカについてですけれども、下北半島地域では1,500頭、それから北奥羽山脈系の本県分で約300頭となっております。なお津軽地域ではこれまで調査が行われておりませんので、生息数は把握できないということです。

それから身近な鳥獣生息地での鳥獣の分布につきましては、本計画区域内で指定しております三戸町の城山鳥獣保護区につきましては、指定時の調査によりますと、代表的な鳥類としてスズメ、ハシボソガラスとかヒヨドリ、ムクドリ、シジュウカラ、獣類ではタヌキ、ニホンリスなどが確認されております。生息数については今のところ把握しておりません。

すみません、さっきクマの目撃3,000件と言いましたけれども、300件の間違いですので、訂正します。

次に針生委員の御質問ですけれども、第10次計画策定に当たり、鳥獣保護区の拡大、それから新規箇所の要望について反映されていないが、県はどう考えているのかという御質問ですけれども、これにつきましては第10次計画策定に当たっては、そのような要望が地域県民局を通しまして聞いておりましたけれども、生息鳥獣の把握、それから現地調査、地域での利害関係者等の合意形成を進める必要がありまして、今回の計画に盛り込まれませんでした。この件につきましては、今後第11次計画に向けて野鳥の会、それから猟友会と一緒に現地調査の上計画をこれから作っていきたいと考えておりますので、野鳥の会の皆さんにもぜひいろんな形でこれから御協力願うこととなりますので、よろしく願いいたします。

これで「第10次鳥獣保護事業計画の概要」についての説明は終わらせていただきます。

(鈴木会長)

同じく針生委員のページ2の方の質問は。

(矢田自然保護課長)

今回の質問につきましては、件数も多いものですから、質問を受けた委員の方々の代表的な質問一つについて御回答するというので、後は県の方でまとめておりますので、それで了解をいただきたいと思います。ただ、これで足りないということである質問されることがありましたら、また質問はお受けしたいと思いません。

(鈴木会長)

この資料3というのは皆さんにお配りしているわけですか。

(矢田自然保護課長)

はい、配っております。

(鈴木会長)

それで、資料3の2ページの方は、これは針生委員から4項目ほど出ておりますけれども、これは説明しなくても御了解と言いますか、差支えないわけですか。事務局、どうですか。

(矢田自然保護課長)

去年もと言えは変ですけども、このように質問の件数が非常に多い場合には、この中で主な内容について回答するというので、基本的にはここに書いているとおりの県の考え方でこれからも進めていきたいと考えております。

(鈴木会長)

委員の皆さんに申し上げたいのは、ということで、針生委員、いかがですか。10ページ、39ページ。

(針生委員)

針生でございます。この裏面の方の1つのウズラにつきまして、昨年度、例のラムサール条約に登録されました仏沼で、何年ぶりと言いますか、十何年ぶりと言いますか、年数は分からないのですが、ウズラが仏沼で確認されていることをお知らせしておきます。

私は見たことがないのです。ウズラの卵は知っていますけれども。

それで、今回の第10次鳥獣保護事業計画を策定する前の段階で、いわゆる地域県民局の各担当の方から私どもの方に、いわゆるこの地域において保護区はどうか、いわゆる特定猟具禁止区域はどうか、いわゆる休猟区についてはどうかという問い合わせをいただきました。それに添付されている鳥獣の生息リストたるものや、ものすごく古くて、また不足でございました。私は、「これについては返事が出来ないで、どういたしましょうか。」とその担当の方に相談をしたら、「県の経費削減のために担当の業務が多岐にわたっている。」とか、「予算の配分がなされていないので生息の調査はしておりません。」とか、そういう前近代的な文書が届いております。今回の第10次保護事業計画については課長さんと向かい合ましてじっくりとお話いたしました。やむを得ず私は古いデータでも提示していただきたいということで今回の計画は飲まざるを得ませんでした。この10次の段階で11次にわたる地域の予定地、いわゆる休猟区はだんだん銃使用可能区域になってい

くわけですけれども、そういう形で、この4年の間に、次に備えるための生息調査を、私どもも努力いたしますけれども、せめてある程度の予算を措置されまして、猟友会さんと一緒に私どもも調査をいたしたいと、ということで御了承したということを委員の皆様はお含みおきいただきたいと思います。

(鈴木会長)

分かりました。

そうしますとね、委員の皆さんに申し上げたいのは、資料の3の2ページに書いてございます針生委員の質問に対して、意見に対する県の考え方が右の方に書いてありますけれども、大体これでやむを得ないだろう、これでよろしいだろうというような針生委員のお答えかと思えます。

一応、そうしますとこの第10次の鳥獣保護事業計画案につきましている説明いただくと同時に、前もっていただいた意見については県の考え方を示されたわけでございますけれども、一番最初の御挨拶の時に申し上げましたように、皆さんそれぞれ専門分野は違いますけれども、いろいろ以上の話を事務局その他からお伺いしまして、何か特にこの計画の案につきまして御意見がございませんでしょうか。ひとつ、先ほど申し上げましたように、そう難しい顔をしなくてもいいですから、ちょっと疑問の点があったら遠慮なくおっしゃっていただきたいのですけれども。

特に無ければこの事務局の案で諮問案件1を適当だと認めることにしたいと思いますけれども。

はい、どうぞ。

(工藤(雅)委員)

工藤と申します。

事業計画案概要の14ページ、15ページに関連して、2点御質問申し上げます。

ツキノワグマの生息状況調査等に関してでございます。第1点ですが、これは、この資料に書かれていますことの直接この部分についてということではないのですが、次のようなことに関して、自然保護課としてはどういうふうにされているのか伺いたいと思えます。

駆除という名の下に、ツキノワグマを射殺するということが随分あるわけですが、その場合に、誰のどういう判断に、どういうプロセスを経て、どういう判断をして射殺をするということが許可されているのか。その場合に、県の自然保護課としてはどのように指導等関わっていらっしゃるのか。このことについて1点伺いたいと思えます。

私、全く個人の感想としては、何かクマがいたと、山中で出逢ったと、あるいは被害があったということで、安易に駆除という名の射殺ということが行われている場合もあるような感じがしておりますが、その当たり、どのようになっているのか、先ほどの件お伺いいたしたいと思えます。

それから、県の自然保護課が実施する事業に関連してですが、ヘッティンガーという動物行動科学者がいますけれども、御存知かと思えますが、野生生物、動物、我々人間もそうなのですが、動物というのは距離、自分と同種あるいは異種の動物が近づいてきた時に、どれくらいの距離であればどういう行動に出るかということが、我々人間を含めて大体決まっております。クマの場合は、その距離に関する研究があまり行われていないので、例えば人里に下りてくるということ以外に、山中で人とクマが接近遭遇してしまった場合に、お互いに驚いて、クマに襲われたという表現になるわけですが、ぜひこのクマの距離に関する知見を収集するなりして、ぜひ研究をこの事業の中で進めていただければと。それを関係する方々へ情報として御提供いただければ、不幸な接近遭遇も避けられ、被害もある程度避けられるのではないかと思います。

以上でございます。

(鈴木会長)

工藤委員、御苦労様です。この事業計画案の14ページ、15ページですか、一番最初の質問は。

(工藤(雅)委員)

はい、さようでございます。

(鈴木会長)

どこの項目になります。15ページのどこの部分でしょう。

(工藤(雅)委員)

1つ目の質問に関しては、この部分のこの点についてということではないけれども、関連の質問ということでした。

(鈴木会長)

いや、第1点のどこの項目になりますか。遠慮いりませんから、どうぞ。私、15ページのどの項目で質問をしているのか分からないのですよ。大変申し訳ございません。

(工藤(雅)委員)

いえいえ。敢えて言えば14ページの全体に関わります。

(鈴木会長)

14ページのどの項目になりますか。何行目になります。

(工藤(雅)委員)

ですので、先ほど申し上げたように、関連することですので、何行目のこの語句についてということではありませんがとお断りをさせていただいていますが。

(鈴木会長)

そうすると、希望事項ということですね。

(工藤(雅)委員)

鳥獣保護ですからね。はい。

(鈴木会長)

鳥獣保護の原案のどこの行にどれをどうしたらいいかという御意見をいただければ幸いなんです。御遠慮いりませんので。ただ、そうでないと、工藤委員の行政に対する一般的な希望というふうな受け止め方でよろしいのですか。

(工藤(雅)委員)

希望ではございません。御質問です。

(鈴木会長)

では、どこですか。

(工藤(雅)委員)

敢えて言えば、14ページの最後の行、今後の保護管理のあり方、これに関係致しますが、それで御理解いただけないということであれば結構です、却下しても結構です。

(鈴木会長)

14ページのどこですか。遠慮はいりませんよ。

(工藤(雅)委員)

14ページ、最後の行。本当の最後の行ですね。今後の保護管理のあり方に資するものの1つとして御質問いたしました。

(鈴木会長)

ちょっとお待ち下さい。計画案ではなくて概要ですか。

(工藤(雅)委員)

概要と申し上げております。事業計画案概要、14ページです。

(鈴木会長)

分かりました。すみません。概要の14ページですね。それで一番下の、平成20年度末までに県内のツキノワグマの生息数を調査し、今後の保護管理のあり方に資すると、この項目ですね。

(工藤(雅)委員)

さようです。

(鈴木会長)

これをどういうふうにしるというわけですか。

(工藤(雅)委員)

私が質問した内容は届きましたでしょうか。何を質問で伺ったのかは。

ですから、お断りしたと思います、この部分のこの語句についてという直接的なものではございませんがと、関連するものとして御質問いたしますということで、鳥獣保護ということで、今後の鳥獣保護に関するこれは大枠の計画ということかと思しますので伺いました。極めて現場の話でございます。

(鈴木会長)

遠慮無く御意見をいただきたいのですけれども。

ただ、これはツキノワグマの生息状況調査ですよ、この項目は。それで、私議長としては、工藤さんのおっしゃるように事務局に説明させたいのですけれども、ただ議長の私が理解できないので。

(矢田自然保護課長)

会長、私から、工藤委員の御質問にお答えできると思いますけれども。

まず、ツキノワグマの駆除について、どのような形で許可を与えているのかと。ここに書いてあるとおり、農作物被害とか人畜の被害とか、そういうもの以外にもそういう名目の下にクマの駆除がなされているのではないかという質問がまず第1点です。

それから、野生生物、例えばツキノワグマとのニアミスと言いますか、山で急に遭った時にどういう対応策を取るかという観点から、動物同士の距離の感覚と言いますか、そのような見地、そういうこともありますので、それらも保護管理のあり方等にいろいろ検討内容として入れればどうかという2点だと私は解釈していましたけれども。工藤委員、それでよろしいでしょうか。

(工藤(雅)委員)

はい、大丈夫です。

(矢田自然保護課長)

それについてお答えいたします。

ツキノワグマの駆除につきましては、基本的には市町村の方に許可権限を与えてはおりますけれども、基本的な考え方というものは県の方で示しております。あくまでも農作物被害とか人畜被害が発生した場合、その原因となったツキノワグマの駆除という形でありまして、基本的にはここに書いていますとおり、管理計画書15ページの に書いていますとおり、そういうことにかこつけてというのではなくて、予察捕獲は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するということになっておりまして、予察、まあ予想と言いますか、被害を与えるおそれがあるものについては県とすれば許可してはならないという形で市町村の方にも指導しておりますので、現段階では予察捕獲というのは非常に高いハードルでないといけないということになっております。

それから、先ほどのツキノワグマとのニアミス、接近をいかにしているんな形で対策をやればいいのかということにつきましては、これからのいろんな課題として、今年も8人の方がニアミスでいろいろケガとかをしておりますので、そういうマニュアルの中にそのような形でちゃんと文面で書けるような調査研究、そういうものもこれからいろいろ学識経験者の皆さんから聞きまして進めていきたいと考えております。

以上です。

(鈴木会長)

分かりました。

今の工藤さんの御質問、今の答えでよろしゅうございますか。

(工藤(雅)委員)

取り敢えず、理解いたしました。

(鈴木会長)

分かりました。

それでは、どうぞ。

(長根委員)

私は県の猟友会、狩猟団体の代表として今日は来ているわけですが、先ほど有害ツキノワグマの駆除の話がありました。これはツキノワグマのみならず、有害があった場合には全ての鳥獣については許可が出て、我々が依頼を受けて駆除をしているわけですが、ややもすると、我々狩猟者が、あるいは狩猟団体が狩猟をしたいが故に、いわゆる許可を申請する。そして許可をもらって駆除しているんだと。こういう認識の人もかなりいるみたいでございます。

そうではございません。先ほど課長の方からも話がありましたが、まだ全国的には知事の許可になっている県もあるようです。青森県の場合は、ずっと以前から知事の権限ではあるけれども市町村長にその権限を下ろしたということではありますが。そこで、どういう経緯で有害駆除に我々が従事するかということになるわけですが、これは被害があった農家、例えばクマの話が出ましたが、クマの被害というのは人里に、何でも食べる。トウモロコシなど、農家には大変な話ですね。こういう農作物に対する被害。それで農家が農業協同組合を通して知事に許可の申請をします。

それからもう1つは、この中にもありましたけれども、中山間地域においては、すぐその軒下まで、5メートル、3メートルの軒下までクマが出てくる。現実の問題として。そうすると、脇にいる人はいいでしょうけれども、そこに実際に住んでいる家庭の方は大変なわけですね。そうすると、当然駆除の申請があります。駆除の申請が出てもすぐに許可ではないんですね。その市町村の職員が現地を確認し、そして本当に必要なかどうか、それを確認して、やむを得ず許可を下ろす。許可を下ろすことによって我々の方に捕獲依頼が来るんです。そこで我々が初めて出ると。我々が従事するのも大変なわけです。我々ハンターの場合は、車で言うならば自賠償になるわけでありましてけれども、今3,000万、今度4,000万になるようでありましてけれども。その他に市町村によっては、有害駆除に従事する方は、もちろん県の方で有害駆除に従事するという要綱がありますけれども、これは3年以上の狩猟の経験者、そして特に技術のある者。市町村においては、さらに1億円以上の保険に加入した会員と。大変な金が掛かるわけですが、手間暇掛かるわけですが。それでも、やはり依頼を受ければ従事しなければならないと。こういうことで従事しているわけですが、従事したからといって何頭でも獲るわけにはいかないんです。ちゃんと羽数、頭数が決められるんです。特にクマの場合については、我々ハンターがクマの駆除に従事するのは大変危険性がある、大変。あの夏の藪の中で我々ハンターの中でも人によっては非常に怯えて銃を持っている人もいます。自分がやられるのを心配する人も中にはいるみたいです。そういうことが現実の問題としてあります。

だから、猟友会とすれば、あるいは従事者とすれば、出来るだけ有害駆除を下ろしていただきたいわけですが、ところがそういう申請があって、そして市町村長、許可権者から許可が下りて従事依頼されると、これは従事しないわけにはいきません。けれども非常に危険を伴う。

そして、一般論として、非常に猟銃による、あるいは狩猟による事故等が発生しているわけですが、狩猟による事故よりも有害駆除の時の事故の方が多いんです。本当は従事したくないわけですが、お互いに行かなければならない立場であるわけですから従事しているわけですが。その辺のところを御理解願いたいと思います。我々が勝手に、猟をしたいために有害駆除を自ら申請をしてやっているのではないということをお互いに御理解願いたいと思います。あくまでも申請に基づいて、そして市町村の職員が行って現地を確認して、そしてその上で市長が判断し許可をしているということをお互いに御理解願いたいと思います。

(鈴木会長)

御意見をいただいたわけですが、10次の鳥獣保護事業計画案の14ページ、15ページ、ツキノワグマの生息状況調査について、それから15ページのツキノワグマ被害防止緊急対策事業ということについて、県の自然保護課が実施する事業として専門家会議等、いろいろ挙げてございますけれども、いずれ

にしましても、第10次の鳥獣保護事業計画案につきましては、大体これを妥当と認めてよろしゅうございますでしょうか。

(栗原委員)

青森中央学院大学の栗原と申します。

概要の19ページです。いわゆる鳥インフルエンザに関連した対応の方法について書いていただいておりますが、対応について、情報収集に努めるのか、もし鳥インフルエンザが発生した場合は被害拡大の防止に努めると書かれていて、第10次計画としては被害拡大の防止に努めるといふ計画なんだそうですけれども、努めるといふのは具体的にはどのようなことをするのかということがきちんと決められておるのか。例えば、上の18ページに、何か病気になった鳥獣の保護のフローチャートみたいなのを作られておりますが、ここに載っていないだけで、一応フローチャートめいたものは作られてはあつたのか。もし、今の段階では鳥インフルエンザが明日発生したとしても、対応に努める程度のことしか出来上がっていないというような状況なのかどうかですけれども。

その辺の対応をお伺いしたいのですが。

(鈴木会長)

これは、資料1の方でいきますと43ページ、人獣共通感染症への対応と同じですよ、中身は。要するに、情報収集に努める、それ以上どういふことをするかということですか。

(栗原委員)

そうですね、どういふことをするのかが定まっているのかどうかという点ですね、まず。

(鈴木会長)

その点、事務局、いかがでしょう。

(矢田自然保護課長)

定まっているのかということにつきましては、自然保護課、環境生活部だけではなくて県全体が対策本部を作りまして、知事が本部長になりましてその対策のフローというものが出来上がっております。その中で、自然保護課がどういふ役割かということですが、ここに書いておるとおり、野鳥の異常死、そういう例は去年もあつて新聞にも出ておりましたけれども、カラスが十数羽大量に死んでいるという情報があつた場合には、直ちに農林水産部の畜産課に連絡しまして、それで家畜保健所にそれが鳥インフルエンザの陽性なのか陰性なのか、すぐ調べるようなシステムは出来上がっております。

そういう意味で、この18ページの傷病鳥獣の保護フローチャート、これはあくまでも平内にあります鳥獣保護センターですので、それと違つたフローというのは県全体で作つておりました、それに従つて全て進められるという形になっております。

現在のところ、先ほど説明しましたが、野生鳥獣の異常死によってインフルエンザがウイルスを持っているというような事例は、現段階では出ておりません。

以上です。

(鈴木会長)

そうすると、18ページのフローチャートと違つた別のフローチャートがあるということですか。

(栗原委員)

18ページのフローチャートはあくまで私が例で挙げただけですので、関連は全くありません。

(鈴木会長)

事務局に聞いています。

(矢田自然保護課長)

これと別に、鳥インフルエンザに関するフローチャートというのが県全体で出来ておりますので、それはたまたま今回この概要には載せてはおりませんけれども、それは後で提出ということであればそれはお見せしてもよろしいです。

(鈴木会長)

そうすると、例えば、本文の49ページ、あるいは概要の19ページの(7)の家禽に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、これに対しては、別に県全体としていろいろ考えていると。表現としてはこういう表現で今回はどうだろうかという意味で、栗原委員、いかがでしょう。そういう答えなんですよ。

(栗原委員)

そうですね、私は文章を読んだ時に、努めるという宣言をするだけで、具体的なものが何ももし決まっていなないのであれば大変危険な状況であろうかと思ったのですが、具体的に決まっておるといのであれば、ただ鳥獣計画とは直接関わりのない事態と言われればそれまでなので、あくまでも参考程度に資料、先ほどおっしゃったようなことを付けていただければより完全ではないかなとは思いますが、特別取り立てて必要ないという御意見の方が多ければそれはそれで良いのではないかと思います。

(鈴木会長)

そういう御意見ですけれども、事務局いかがですか。

(矢田自然保護課長)

このフローにつきましては、後ほど各委員の皆様方に送付いたします。その中で、自然保護課が関わる分につきましては全て書いておりますので、それを見ていただくと分かると思いますので。そういうことでよろしく願いいたしたいと思います。

(鈴木会長)

分かりました。栗原委員、よろしゅうございますか。

そうしますと、一応「第10次の鳥獣保護事業計画(案)」は、これでいいだろうと認めてよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

(鈴木会長)

それではこれを適当と認めたいと思います。

ただ、先ほどの栗原さんの質問ですけれども、別に条件を付けなくても、今の説明でよろしゅうございます

ね。

分かりました。

それでは引き続きまして諮問案件の2に移らせていただきます。「第2次特定鳥獣保護管理計画（下北半島のニホンザル）（案）」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

第2次特定鳥獣保護管理計画（下北半島のニホンザル）（案）について （矢田自然保護課長）

私から再度説明いたします。

これにつきましても映像がありますので、映像と計画の概要で説明したいと思います。

下北半島ニホンザルの第2次特定鳥獣保護管理計画（案）の概要について説明いたします。

計画策定の目的及び背景について説明いたします。

まず、本計画の基本方針は、現行の第1次特定鳥獣保護管理計画、これは平成16年4月1日から平成20年3月31日までの6年間で実施してきているものですが、この第1次特定鳥獣保護管理計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、事業の効果・妥当性を検討し、必要に応じて見直しを行ったというものです。

次に、目的及び背景ですが、まず下北半島のニホンザルの位置付けは、昭和45年に「下北半島のサル及びサル生息北限地」として国の天然記念物に指定されまして、保護が図られていること。さらに、青森県のレッドデータブックでは、「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置付けられております。

しかし、下北半島のニホンザルによる農作物被害の現状は、生息域に隣接する農地のほぼ全域で農作物被害が発生しまして、農家の生産意欲に減退を招いているというような状況にあります。さらに、一部地域では人的被害や人家侵入及び器物破損などの生活環境被害も発生している状況にあります。

これらの問題を解決するため、現行計画における課題を要約しますと3点の課題が挙げられます。まず1点目は、サルの分布域拡大防止を目的とした捕獲の検討が必要であること。2点目は、サルの保護が優先的に行われる地域を十分に確保する必要があること。3点目として、サルとの共存社会のための合意形成が必要であること。

これらの課題の解決に向けまして、本計画、第2次特定鳥獣保護管理計画の案の基本的取組み方針では、この6項目を考えております。これについて説明いたします。

第1点目は、究極的な目的であるサルと住民との共存に向けた対策を推進すること。それから2点目は、地元市町村などから強い要望のある農作物被害防止対策のための捕獲を含めた多様な対策を行うこと。3点目は、土地管理区分としてゾーニングを設定し、サルの生息地を担保する区域と、防除区域を定めること。第4点目として、サル被害に迅速に対処するため、捕獲申請の判断を市町村に委ねるなど、市町村の役割強化を図ること。さらに県と市町村が連携しまして、人材育成を行うこと。それから5点目としましては、県は計画目標達成に向けてモニタリング調査を実施しまして、必要があれば計画の点検・修正をするフィードバックシステムを導入していくというふうに考えております。6点目といたしましては、サルとの共存に向けて住民への普及啓発や合意形成を図るための対策に努めることとしている。

以上、この6点を重点的な対策として掲げております。

次に、特定鳥獣保護管理計画の法体系と計画期間について説明いたします。

特定鳥獣保護管理計画の法的位置付けですが、特定計画は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により、県が特定鳥獣の生息状況などを勘案して長期的な観点から鳥獣の保護を図るため、特に必要のある場合に定めることとしておりまして、先ほど審議いただきました県の鳥獣保護事業計画に適合していることがまず要件となっております。従いまして、第2次特定計画の期間は、第10次鳥獣保護事業計画に準じまして平成20年4月1日から平成24年3月31日までの4年間ということにしております。

計画の対象地についてです。計画の対象地は、むつ市及び下北郡の4町村であります。なお現在、東通村でのサルの生息状況は少ないのですが、国の天然記念物指定区域に合わせて対象区域を設定しております。

次に、沿革と個体数の変遷についてです。下北半島のニホンザルは、今から約50年前の昭和35年頃に、旧脇野沢村の九艘泊地区に姿を見せ始めまして、その頃からサルの保護と農作物被害の問題が始まっております。昭和39年からサルの保護増殖と被害対策のための餌付けを開始しまして、昭和45年には「北限のサル」として、下北半島に生息するサルとその生息地域が国の天然記念物に指定されております。その後、サルの生息数は増加しまして、農作物被害も拡大したため、当時の脇野沢村では昭和56年度にA1群、約80頭を捕獲して野猿公園に収容しております。また、平成元年からは野辺地町の旧陸奥湾観光牧場が飼養していた台湾ザルが北上しまして、北限のサルの種の危機が問題化した時期がありますけれども、むつ市と東通村において3頭を捕獲した実績があります。平成3年頃からは、ニホンザルの生息数が急速に増え始めたことに伴いまして、人家侵入も増え、また農作物被害は佐井村・大間町・風間浦村へと拡大しております。被害防止対策として電気柵設置やサル監視員の配置などを行っております。その後、平成12年の鳥獣保護法改正によりまして、特定鳥獣保護管理計画制度ができたことにより、本県では平成16年度に下北半島ニホンザルの特定計画を策定しまして、問題個体の捕獲などの対策を講じ、現在に至っているというのが現状であります。

次に、分布域の変遷図です。この図は下北地域の大正時代からのサル生息分布の変遷です。年々生息域が拡大していることが分かります。

次に、市町村別の農作物の被害状況ですけれども、過去5か年間の統計を見ると、被害総額で約500万円から700万円に推移しております。平成18年度市町村別では被害総額約690万円のうち、むつ市が約280万円と一番多く、次いで佐井村・大間町・風間浦村の順になっております。

作物別の被害状況ですけれども、作物別ではニンジン・ダイコンなどの野菜が46%、次いでイモ・豆類・水稲・果樹の順になっておりますが、年々水稲の被害が増えている傾向にあります。

次、ちょっと細かいですが、農作物被害発生状況の位置図です。この図は過去3年間の農作物被害の発生状況を表した表です。赤い色の斜線部分が群れによる被害、それから が離れザルによる被害となっております。むつ市東部地区、これは旧むつ市になりますけれども、及び東通村を除く下北半島の平野部の大半で被害が発生していることが分かります。

農作物の被害状況の写真です。この写真は平成18年度のむつ市における農作物被害の状況です。

スライドを見て下さい。このようにスイカとか、いろんな農作物を食い荒らされている状況にあります。

次の写真は脇野沢地区のダイコン畑の被害の状況です。サルがダイコンを捕食している状況です。

次は人家侵入の写真です。この写真は脇野沢地区の神社がサルの侵入を受けた時の被害の状況です。

次、このサルは檻で捕獲した直後の写真です。

次に主な取組み内容について御説明いたします。まず、土地管理区分、ゾーニングですけれども、土地管理区分、ゾーニングの定義と管理方針ですけれども、ゾーニングは防除地域、それから警戒地域、サル生息地の3区分としております。防除地域は、防除すべき財産のある地帯として、主に住宅地、それから農地などの区域です。前に説明したとおり、捕獲を実施できるのは防除地域内であることが第一の要件となっております。次に、警戒地域は、本来のサルの生息地である森林地帯から防除地域へサルが出ないような環境づくりを行う、いわゆる緩衝地帯でありまして、主に民有林の区域であります。ここでは原則的には捕獲は行わないこととしております。サル生息地は、サルにとって良好な生息環境であるべき森林地帯でありまして、主に国有林の区域です。ここでも原則的に捕獲は行わないということになっております。

次、ゾーニング図。これがゾーニングの図です。ピンク色が防除地域。捕獲可能となるエリアです。灰色が警戒地域。それから黄色がサル生息地で、原則的には捕獲を行わないエリアとなっております。

次に、捕獲目的の種類と管理方針について説明します。

現行計画では、人的被害とか又はそのおそれのある問題個体のみが捕獲の対象となっていましたけれども、第2次計画では加害個体の除去、個体数調整、加害群の除去の3つから被害状況に応じて選択することとしております。

加害個体の除去につきましては、現行の問題個体の捕獲と同様で、主に離れザル、これは雄ですけれども、離れザルで個体が特定できる場合には捕獲できるものです。第2次計画では、人的被害に加えまして農作物被害でも捕獲が可能となっております。捕獲にあたりましては、加害個体の特定に努めると共に、追い上げなどの被害防除対策を行った上で、やむを得ない場合に実施するということとなっております。

次に個体数調整につきましては、群れ単位で住宅地や農地に頻繁に出没し、これまでいろいろな防除対策を講じても被害が軽減できず、かつ地元市町村などから捕獲について強い要望がある場合には、群れの個体数を調整できることとしたものです。また、捕獲に当たりましては、群れに与える影響やバランスにも配慮し、原則として成獣を捕獲するということとしております。

次に加害群、群れの除去につきましては、群れの大半が人家侵入や農作物に甚大な被害を繰り返すなど、高い被害レベルに達してしまった時には、群れ全体を捕獲することを可能としたもので、群れの除去につきましては慎重をきたす必要があることから、高いハードルを設けております。これにつきましては、群れの捕獲は非常に難しいと。いろいろな条件、いろいろなハードルを付けて、なかなかそれに踏み切るということはちょっと難しいと考えております。

また、下北半島の二ホンザルを永続的に維持するため、環境省が平成12年に定めたサルの管理計画技術マニュアルを参考にしまして、最低限20群、それから1,000頭以上、それで250平方キロメートル、これはヘクタールで換算しますと25,000ha以上の分布域を確保することに配慮していくことを原則としているということです。

以上をもって説明は終わりますけれども、次に第2次特定鳥獣保護管理計画を策定する段階で、下北半島二ホンザル保護管理対策協議会の会長をやっていただきました藤田先生に、協議会としてのこれまでの検討内容等について説明していただければと思います。

先生、よろしくお願ひいたします。

(藤田委員)

青森大学大学院環境科学研究科長をしております藤田と申します。

私、下北半島二ホンザル保護管理対策協議会の委員長という重責を担いまして、検討してまいったわけなのですが、今年度ですね、去年10月30日にむつ市の中央公民館で対策協議会が行われました。今、課長から話していただいたものがその結果なのですが、サルの対策評価科学委員会というものがありまして、先ほどの10次の鳥獣保護事業計画案の概要の13ページにありますように、2番目にあった下北半島二ホンザル対策評価科学委員会から発表されました結論に沿った形で取りまとめてございます。

大きく言いますと2つあります。1つは、1,000頭、20群の群落の保存を図るということですね。今の一番最後の、資料5の最終7ページにも環境省マニュアルということで20群、1,000頭というのがありますが、これをきちっと守ると。環境省では、これはかなり多めにみているのですけれども、それをまた切り崩すというのがちょっと難しいということで、この数字はきちっと守ろうということになっております。

昨日の新聞を見られた方があるかもしれませんが、この8年で、去年12月の調査ではサルの数は倍増しておりまして、1,600頭になっているということですね。ですから、1,000頭いれば種としての保存は可能だと思うのですが、その種の保存という枠を超えてかなり大きくなっているといった問題があります。

それから2番目は、それ以上の分については、これでいきますと600頭ぐらいになりますが、これまでは人の被害にだけ影響があるものを捕獲しようと、数のコントロールをしようということにしていたのですが、

先ほど課長からお話がありましたように、農作物に被害を及ぼしているものに対しましてもそのコントロールを行うといったものでございました。

それで、私の考えを最後にちょっと付け加えたいのですが、サルの保護という場合は、これは種としての保護ということが重要ではないかと考えております。餌を与えとか、サルと人が体が触れ合う、まあ撫でるとか、そういったものはサルのペット化になる。それは本当のサルの保護にはならないのではないかと。それで、やはりサルが住民の方に憎まれるような存在であると、かえってサルにとってもこれから生き続けることが難しいかなと考えております。そんな観点も加えまして先ほどの結論に導かれたのだと思います。

以上でございます。

(矢田自然保護課長)

どうもありがとうございました。

次に、資料6について説明したいと思います。事前にお受けいたしました委員の皆様からの御意見に対する県の考え方を説明したいと思います。

資料6を御覧ください。3人の委員から御意見をいただいておりますが、それぞれの委員の主なもの1つずつにつきまして私から説明したいと思います。

まず、加賀谷委員からの、サル生息数増加の原因と昔はどうかということですが、サルの増加した多くの要因が考えられるわけですが、大方の専門家の見解によりますと、下北半島につきましては昭和45年の天然記念物指定以降、サルが手厚く保護されたこと、それから暖冬などによりサルの生息環境が良好になったこと、それから農作物へ依存すること、農作物の美味さと言いますが、そういうものに依存することを覚えたということで、サルの栄養状況が非常に良くなりまして、繁殖状況が向上したこと、などがサルの増加につながったと考えております。

次に、小原委員からの御質問ですが、適正個体数まで減らせるよう、不妊処理などの本格的な個体数管理を検討する必要があるのではないかという御質問ですが、これにつきましては、現時点ではその技法・手法がまだ確立されておらず、効果予測が困難であるということです。環境省の定める特定鳥獣保護管理計画技術マニュアルにおいても、同手法による個体数調整は原則として認められないことになっておりますので、本県としましてもそれに準じてこの方法は採らないということにしております。

次に2ページ、裏のページですが、釜薙委員からの御質問です。個体数調整と加害個体群除去の相違について説明してくれということですが、個体数調整は群れの安定的な維持を図るため、個体数を人為的に減少させながら被害防除と保護の両立を図っていくための手法であると。加害群の除去は、群れの大半が人家侵入や農作物被害に甚大な被害を繰り返すなど、加害レベルが高い状況に達したのものについてはその群れを全て排除するというような形で第2次管理計画を進めていきたいと考えております。

以上で私からの説明は終わります。

(鈴木会長)

資料6の、次のページの釜薙委員からの質問は。

(矢田自然保護課長)

今、釜薙委員からの個体数調整と加害群除去の違いについて説明いたしました。

(鈴木会長)

お話をいただいたわけですね。そうしますと、大体、加賀谷委員、小原委員、釜薙委員、そのような考え方

でいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

どうぞ。

(小原委員)

先ほど藤田先生の方から御説明いただいて、国の環境省のマニュアルに従って20群、1,000頭というところを目標にしてというお話でありましたけれども。

皆さん御存知のように、先ほども説明がありましたけれども、もう1,600頭に達している。年々90頭ないし100頭ずつ増えている計算になるわけですね。そういうことを考えると、この案に盛られたいろんな対策で、本当に個体数というものを適正なところまで持っていけるのかということ、それはもうおそらく無理だろうと。加害個体に限って除去するとか、集団でいた場合でもいろんな手を打って、何も手が無くなった段階で排除するというふうな、どちらかと言えばこれは対症療法みたいなものですから、目標とする個体数増の抑制ということを考えるとこれはもうとてもそういうところにはいかないだろうと思うのですけれども。その点が1つですね。

それと、不妊処置に関して、その技法が確立されていないという県の説明ではありますけれども、不妊手術に関しては技術的には確立されているということになるのではないのでしょうか。サルであれ、人であれ、もう技術的には同じなので。その効果予測が困難と言っておりますけれども、不妊手術をすればその個体が関わる子孫というのが取れないわけですが、効果という面からいけば歴然としていると思います。ただ、あまりその不妊手術を沢山の個体にやると、集団そのものの存続が危うくなるということで、そういう点では非常に、やるとすれば注意してやらなければいけないだろうとは思いますが。

一応、環境省では原則として認められないとなっているようではありますけれども、下北半島のサルがこれだけ増えて、もう2,000頭にいくのはごく何年かで、目に見えているような状況のわけですから、やはり個体数増を抑制するという、それを考えないことにはいろんな対策を立ててもほとんど効果がないことになってしまう。一番大事なことは個体数を抑制することではないかと思ひまして、その1番の私の意見を述べたところです。これに関しては、県の方ではいかがでしょうか。

(鈴木会長)

今、小原委員の御意見としては、資料6の一番下の3のところに入っているわけですが、これに対する県の対応の仕方として、右のような考え方、それと全体的な、具体的な、単に計画案としては概要の一番最後の7ページのようにやるということになると思うのですが。

小原委員、具体的に言いますと、どうなんですか、これ、やっぱり不妊処置をやれと。

(小原委員)

どういうふうにやったらいいかという研究、いろいろ全国的な資料を集めて検討をする必要があるのではないのかということ、すぐに実施しなさいということではなくて、そういうことをいづれやらざるを得なくなると思います。

(鈴木会長)

そうですね。我々としても、あちこちでサルの問題を新聞で見ますので。県としてはその意見を踏まえて前向きに考えると、検討をしるということだと思ふのですけれども。

(針生委員)

捕獲の方向が固まりつつあると思うのですが、個体数群の調整。その際に全国の人々から、「お猿さんが可哀相だ。」という苦情の電話やら何やらが地元の町村に来て、脇野沢村の役場は、今はむつ市でございますか、脇野沢支庁となりますか、その方達の苦勞が大変だと聞いておりますので、やはり全国に対しての、いわゆるこの目的がどうである、このための、いわゆるお猿さんが可哀相ではないんだよということのPRを十分にする必要はあるかと思っておりますので、以上付け加えます。

(鈴木会長)

分かりました。
はい、どうぞ。

(奈良委員)

人間というのは非常に勝手な動物でありまして、数が少なかった時はどんどんサルを増やしたいと。これは青森県政を見てもそうなんです。県知事はじめ、下北のサルを増やそうとしたんですよ。そうして、増えたら今度は今お話になっているように減らさなきゃならんと。これね、なかなか大変な難しい問題があります。

そこで私、実際下北の川や山で経験した、あるいは体験したことをひとつ参考までに話しますので、単に自然保護課だけが関わるのではなくて、いいですか？私が関わったのは奥戸川にダムを造ろうとしたんです。その時に、あの流域にサルが何群かいると。それがどんどんダムが出来たりしますと里へ下りてくるから、それを山で止めてしまおうと。そのためには何がいいかと考えました。そうしたら、あの辺の、あの流域のサルが一番野生の植物で好むのは桑の実だと。それで桑の実を増やして、ある一線に沢山植えて、それから下に下りてこないようにしようと。これは県の砂防課、あるいは治山課がその仕事に関わっていますから、こういう計画を作るときに今までの経験をぜひ生かして、その考えを盛り込んだ対応を考えていただきたいと思っております。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

今の奈良委員の御意見、大変貴重な御意見でございます。そうしますと、諮問のあった内容の中に具体的に何か加えたら。小原委員の意見も含めて、あるいは針生委員の意見も含めて、何かこういうふうにこういうやつを加えるとか、ございますでしょうか。あればそういうやつを入れて答申できればと思うのですが。

はい、小原委員。

(小原委員)

私から出した2番目の項目ですけれども、これに対する県の回答としては、「臓器の保存等は考えておりません。」という回答になっているのですが、私としては臓器の保存ということは現在やっていないので、ぜひそれを考慮してやっていただきたいということで出したものです。皆さん御存知のように、下北半島のニホンザルは国の天然記念物になったわけですね。なぜなったかと言うと、世界でも北限にあたるサルで、遺伝学的に非常に重要な情報を秘めているということで国の天然記念物になったわけですね。そういう、非常に進化的に又は生物学的に重要な情報を秘めているサルなので、本当は捕獲して焼却処分してしまうのは非常にやりたくないことですが、現状ではそれを認めざるを得ないんじゃないかなと思っておりますので、それは致し方ないとしても、そのまま焼却して煙となって消えてしまうには余りにもこれは考慮が足りない行為ではないかなと。

言っていることが分かりますでしょうか。非常に重要な情報を持っているわけなので、いろんな文化財など

が火災で焼却して無くなってしまおうのと同じような意味を持っていると思いますね。ニホンザルを捕獲して薬殺して焼却してしまうということは、であれば、少なくともこれは焼却する前に組織なり何なり、一部を保存しておくべきだろうと。現在研究する人がたとえいないとしても、将来のためにこれは残しておくべきだろうと考えてそこに意見を述べたわけです。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

そうしますと、第2次特定鳥獣保護管理計画案の資料4の22ページあたり、参考資料として23、24、25ページあたり、これらの項目のどこかの中に、今、小原先生がおっしゃられたようなことを、それから26ページのところに下北半島のニホンザルの歴史というのがございます。こちら辺の中に奈良委員のおっしゃられたように県の各部局で連絡を密にしてより良い対策を講じるということになるかと思うのですけれども、

ただ、具体的にこのページにこういうことを入れるということは、

はい、事務局。

(矢田自然保護課長)

事務局から説明させていただきます。

今の小原委員の御質問の中身についてですけれども、第1次の特定鳥獣保護管理計画ではサルの捕獲につきましては人的被害とか、それこそ被害のおそれのある問題個体の捕獲ということだけに限定した第1次の計画だったわけです。第2次につきましては、そういう地域住民、農林水産業の被害が非常に多くなっているということで農作物被害を与えるサルについても個体数調整という形で捕獲できるという形を採ってきたわけです。そういう意味で、第1次、第2次、これから第3次、第4次という形でこの計画も進んでいくと思いますけれども、

この特定鳥獣保護管理計画の17ページを見ていただきたいのですけれども、今回作った管理計画で、全てが完璧に地域の人達が満足できる形になるかと言いますと、決して専門的な知識を持っておられる方にしても断定的にこうあるべきだという技術的な確立がされていない状況になっておりますので、やはり問題点があった場合には、ここに書いてあるとおりフィードバックシステムという形で、科学委員会とか協議会とか、その中で再度いろんな形でもんでいくシステムになっておりますので、そのような場で、仮に今回の不妊処理とか臓器の問題とか、そういう問題も議論できる場というものがおりますので、そこでいろいろお話ししていただくことが大事だと思います。

それから、一番最初の1,600頭の43群、倍以上になっているというお話ですけれども、県もモニタリング調査を実施しておりますので、3月下旬に調査報告が出てきます。その段階で43群全てが農業被害を与えるサルなのか、それとも一斉調査ですので山奥にいて人家侵入とか人とまだ接触していない群れも発見されて43群になって1,600頭というカウントをされたのか、その辺も現段階ではその報告書が出て来ていないので定かではないわけですが、

そういうことから言って、我々が1,300何頭と考えていたよりも300頭、400頭増えているということですが、我々の基本というのは農作物被害を与えるサルについては捕獲と、いわゆる追い払い、追い上げというものを交互に連動させまして、極力サルと人との棲み分けと言いますか、共生を目指してこの管理計画を作っておりますので、決して捕獲ありきという形の管理計画ではないということも御理解願いたいと思います。

そういう意味で、1,600頭に仮になったとしても、やり方とすれば加害個体の除去と個体数調整の範囲の中で実施できますので、被害を与えるサルが果たして400頭も500頭も増えたのかということにつきま

しては、現段階では県としても確認できませんので、その辺はこれからいろいろモニタリング調査とかフィードバックとか、そういう形でこの管理計画を進めていきたいと考えております。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

そろそろ与えられた時間がいっぱいになりますのでまともに入りたいと思うのですが。

先ほど、奈良委員、小原委員、針生委員等からいろいろ御意見もいただきましたけれども、一応この管理計画案に、こういうふうな項目を付け加えるという項目、小原委員、どうですか。ございますか。今の事務局の説明で。奈良委員、どうですか。

どうぞ。

(奈良委員)

今の課長さんのお話にもありましたように、県が求めている下北のサルいろいろな調査をお願いしているはずなのですが、その返事がまだ出ていないんですね。3月だとおっしゃいますけれども、来月もう一回この審議会があるわけですよ。それまでに情報を掴むことは出来るのではないのでしょうか。これは大変なことですよ、1,600いるのか1,300なのかということは。

さっき僕が提案したのは追い上げなんですよ。サルを減らすのではなくて、できるだけ山奥に閉じこもっておれという方法なんですよ。それは、さっきも言ったように治山とか、あるいは砂防で、確か苗を作って現地に植えたんですよ。そういう実績がありますから、それがうまくいくのかいかないのかといったことを含めて管理計画というものはあるべきものだと僕は思いますので。この下北のサルの関係については1ヶ月県は延ばすわけにはいかないのでしょうか。その方がもう少し正しい結論が出るのではないのでしょうか。一旦作ってしまえば、やっぱり。

(矢田自然保護課長)

事務局とすれば、平成18年度のモニタリング調査で1,328頭という形でこの管理計画に載せているわけですが、仮にその数が増えたとしても、やり方は個体数調整と加害個体の除去という形で進めるというやり方自身は変わらないと私は思っております。結局、追い上げとか、追い払いとか、それと捕獲というものを一緒にしまして、極力生息地域、生息地域というのは下北半島全体を見ますとまだ国有林で広葉樹とヒバの混合林が40,000ha以上あります。そういうことから言って、まだまだ追い上げ、追い払いして人家周辺から、農地周辺から、要は棲み分けするということが現段階では可能だと思っておりますので、その辺は委員の皆様にご報告して、そういう考え方で作成したということをご報告したいと思っております。

(鈴木会長)

いかがでしょう。いずれにしても先ほど諮問をいただきまして、そろそろ諮問の答えを出さなくてはならないわけですね。奈良委員の話では来月の審議会まで延ばせという御意見ですが、

一応今の時点で何かまとめを作っておかないと。ただし条件としてこういうことを報告しろとか何とかという項目だといいいのですけれども。

今次の案内を見たら、年度内にやらなくてはならない項目が結構入っているんですね。ですから、一応この計画は原案としてはどうですか。この次の審議会の時に、先生が今おっしゃられたことを報告しろというふうなことじゃダメですか。

(奈良委員)

いいですよ。ただ、小原先生がおっしゃるような内容と僕が指摘したようなこと、つまり県庁内部で下北のサルに対する対応、一貫性を持つべきだと僕は思うんですよ。ですから、そういったことも含めて次回にまとめ上げたかどうかと申し上げたんです。

(鈴木会長)

だから、次回に報告すればいいですから。諮問に答えないとね。今日答申したいんですよ。一応これで。次はと見ますとね、これまたいっぱいあるんですよ、この次の審議会の案件も。ちょっと私見したらね。ただ、今までの案に対して原則的に具体的にどうしろという項目があれば付帯条件を付けて答申したいと思うのですけれども。その付帯条件、どんな条件を付けたらいいでしょう。

(奈良委員)

分からないのですけれども、小原先生の発言の内容の意味は分かるのですが、自然保護課がまとめる案の中に果たして書けるのかと。例えば、僕の頭に浮かぶのは郷土館とか、そういったところをお願いをして、かなり長期間保存するとか。自然保護課の戸棚に入れておくわけにはいかんですよ、これは。だから、そういったことまでちょっと庁内で調整をとっていただきたいなと。

(鈴木会長)

分かりました。そういうことで庁内、少し連絡を密にして、一応現時点ではこの原案でやむを得ないというふうに答申をしたいと思えますけれども、いかがでしょう。

(奈良委員)

答申をしちゃったら困るんだよね。

(鈴木会長)

ただ答申しないでよくと、どういう条件を付けますか、先生。

(奈良委員)

それは議論をして次回に。1番についてはいいです。2番については次回の審議を経て。

(鈴木会長)

そうすると、どういう項目を入れますか。

先生も前にいろいろ会長をやっておられるから詳しいと思うんですよ。

率直に申し上げますと、例えば答申で、普通条件を付けますでしょう、付帯条件でこうだと。今日の諮問に対して答える場合、どんな項目を入れたらいいでしょうか。これはもう先生の方が詳しいと思うんです。

(矢田自然保護課長)

今の奈良委員からのお話ですけれども、1,600頭の話も内容的に新聞の報道しか我々も見てないものですから。そういうことは確かにありますけれども、手法とすればこの計画に則ったやり方でやっていきたいし、そういう意味で次期の審議会に間に合うように、確かにモニタリングの調査結果は3月下旬ということですが、できる範囲でその調査した方の内容と言いますか、その辺を報告するというところでこの計画を認めて

いただきたいと思います。

(鈴木会長)

それでは、与えられた時間もいっぱいになりましたので、これでまとめたいと思うのですが、奈良委員、ひとつ御了解をお願いいたします。

それではそういうことで、すぐ答申書を作りますので、2～3分お待ちください。

(鈴木会長)

事務局、答申書を大至急配ってください。

それでは諮問事項の答申につきまして、「平成20年1月25日付け、青自然第475号で諮問のあった下記事項については、審議の結果適当と認め、別紙の意見を添えて答申します。」ということで、別紙の意見として、「第2次特定鳥獣保護管理計画(下北半島のニホンザル)(案)」について、「11,600頭の詳細な内容については、次回審議会においてできる範囲で報告すること」という項目でございますけれども、これが入っていれば話題になりますので、ひとつ御了解いただけませんか。

よろしゅうございますか。やむを得ないんじゃないですかね、これ。

それではこれで答申させていただきます。

平成20年1月25日、青森県知事 三村申吾殿。

青森県環境審議会 会長 鈴木幸三。

青森県環境審議会に対する諮問事項について(答申)。

平成20年1月25日付け青自然第475号で諮問のあった下記事項については、審議の結果適当と認め、別紙の意見を添えて答申します。

記、1 「第10次鳥獣保護事業計画(案)」について。

2 「第2次特定鳥獣保護管理計画(下北半島のニホンザル)(案)」について。

別紙、青森県環境審議会の意見。

「第2次特定鳥獣保護管理計画(下北半島のニホンザル)(案)」について。

11,600頭の詳細な内容については、次回審議会においてできる範囲で報告すること。

以上でございます。

(高坂環境生活部長)

どうもありがとうございます。

(鈴木会長)

それでは、御覧のように一応これで審議会を終わります。なお、今いろいろ意見が出ましたように、この次にいろいろと報告をいただきますので、ひとつ御了解をお願いいたします。

これで会長の責任を終わらせていただきます。

(司会)

鈴木会長、委員の皆様、長時間にわたりまして御審議、大変ありがとうございました。

閉会にあたり、高坂環境生活部長から御挨拶申し上げます。

（高坂環境生活部長）

本日は、委員の皆様におかれましては御多忙の中御出席いただきまして、また御熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

おかげをもちまして、諮問案件2件につきましては貴重な御意見をいただくことができました。厚く御礼申し上げます。

本日、委員の皆様からいただきました様々な御意見・御提言につきましては、今後の環境行政に反映してまいりたいと考えてございます。

これからも環境保全の推進に一層の御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが閉会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

4．閉会

（司会）

以上をもちまして、第4回青森県環境審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

以 上